

定期性総合口座

2019年12月1日現在

1. 商品名(愛称)	定期性総合口座	
	普通預金	定期性預金
2. 販売対象	・個人	・同左
3. 期間	・特に期間の定めはありません	・(定期預金) 1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 自動継続の定期預金とします ・(定期積金) 6カ月以上5年以内
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入れできます ・1円以上 ・1円単位	・普通預金の残高を超えて払戻の請求または自動支払の請求があった場合不足額をこの預金を担保に自動的に当座貸越で貸出し普通預金に入金のうえ払戻または自動支払します
5. 払戻(受取)方法	・随時払戻しができます	・それぞれの定期預金規定に準ずる ・定期積金は満期日に普通預金へ自動入金されます
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します	・それぞれの定期預金規定および定期積金規定に準ずる 〈組入れる定期預金・定期積金〉 ・期日指定定期預金 ・自由金利型定期預金(M型) ・自由金利型定期預金 ・変動金利定期預金 ・定期積金
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります	
8. 中途解約の取扱い	—	・それぞれの定期預金規定および定期積金規定に準ずる
9. 手数料	・キャッシュカードによる支払の場合には、カード規定に定める手数料を徴求することがあります	

10．付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金および定期積金を担保とする当座貸越ができます ・当座貸越の限度額は、この定期預金および定期積金残高の合計額の90%または500万円のいずれか少ない金額とします ・貸越金利息は 〈定期預金〉 預金利率プラス0.50% 〈定期積金〉 預金利率プラス0.70% ・キャッシュカードによる支払の場合には、通帳・印鑑は不要です
11．金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12．苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13．その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金、クレジット等の自動支払および給与、年金等の自動受取も可 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

（定期性総合口座）